

【教育委員会議事録】平成27年10月定例会

開催日時	平成27年10月26日(月) 10:00~12:15
開催場所	下関市上田中町庁舎 1階会議室
出席委員の氏名	波佐間 清(教育長) 吉井 克也(教育長職務代理者) 野口 裕子 藤井 悦子 林 俊作
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	教育部長 石津 幸紀生 教育部理事 肥塚 敬文 教育部理事 山路 康正 教育政策課長 三好 洋一 学校教育課長 森永 亮 教育指導監(教育研修室長) 澄川 忠男 学校支援課長 石田 朋彦 学校安全課長 藤岡 俊明 教育指導監(生徒指導推進室長) 岡崎 茂邦 生涯学習課長 古西 修一 文化財保護課長 町田 一仁 図書館政策課長 高原 祐二 美術館副館長 中村 美幸 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 西村 敬教 下関商業高等学校事務長 和田 守正 菊川教育支所長 林 文男 豊田教育支所長 山尾 淳子 豊浦教育支所長 戸田 一仁 豊北教育支所長 西島 一明 教育政策課主幹 光吉 計志 教育政策課主査 岡本 誠也 教育政策課主任 殖木 章充
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	……………	P 3
【署名委員の指名】	……………	P 3
【教育長報告】	……………	P 3
【議案審議】		
議案第 6 6 号	平成 2 7 年度教育功労者表彰について	…………… P 6
議案第 6 7 号	下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	…… P 7
議案第 6 8 号	下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	…………… P 7
議案第 6 9 号	下関市指定管理候補者（芝学習等供用会館）の選定について	… P 10
議案第 7 0 号	下関市指定管理候補者（串学習等供用会館）の選定について	… P 10
議案第 7 1 号	下関市指定文化財の指定について	…………… P 12
議案第 7 2 号	下関市指定文化財の指定について	…………… P 16
【報告事項】		
平成 2 7 年度工事請負契約の締結について	……………	P 19
専決処分について（下関市立吉見小学校除草作業に伴う車両損壊事故について）	……………	P 20
下関市生涯学習プラザの平成 2 7 年度上半期の運営状況	……………	P 20
下関市立中央図書館の平成 2 7 年度の上半期の運営状況	……………	P 23
「北海道立近代美術館コレクション選 日本画逍遥」展開催について	……………	P 25
下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	……………	P 26
下関市指定文化財（天然記念物）「彦島西山の化石層」への重油漂着について	……	P 26
下関市立西市公民館の上半期の運営状況について	……………	P 27
山の田小学校及び新博物館の入札不調について	……………	P 28
【その他】	……………	P 29
【閉会の宣告】	……………	P 29

【開会の宣告】

波佐間清（教育長）

皆さん、おはようございます。10月の教育委員会の定例会を開催したいと思います。

【署名委員の指名】

波佐間清（教育長）

本日の議事録の署名委員は、「吉井委員」「林委員」にお願いをいたします。本日の日程は、日程1の「議案」が7件、日程2の「報告事項」が追加1件と合わせて7件、日程3「その他」となっておりますのでよろしくお願いをいたします。

【教育長報告】

波佐間清（教育長）

それでは、議案審議に入る前に、教育長報告を行いたいと思います。2ページをお開きいただきますと、教育長報告のレジュメを入れております。

まず、最初に10月5日から7日まで、教育委員による先進地視察を行いました。栃木県の宇都宮市教育委員会では、小中一貫教育と地域学校園等の制度についての話し合いをしてきたところであります。それから、群馬県の前橋市教育委員会では、教育のまちづくりに係る取り組みについて話し合いをしました。そして、学校視察では、前橋市立城南小学校において、タブレット端末活用授業ということで、小学校の外国語活動を、タブレットを活用した授業を参観し、その後学校全体を視察させていただきました。クーラーが全部ついておりましたし、扇風機もありました。大変羨ましく感じたところでもあります。タブレットを使った授業でありましたけど、今後タブレットを全部の学校に導入したいという意向で、城南小学校は最初に取り組んでいる先進校であります。そういう中で、6年生の授業でありましたけれど、タブレットを使って小学校の外国語の授業をする中で、タブレット操作についての問題点も無いとは言えないわけですけど、小学校の子供たちがタブレットを使いながら楽しく授業をしていたという状況であります。今後、授業の工夫等も必要かなという感想は個人的には持っておりますが、そのあたりの先進的な取り組みをやられていました。

それから、前橋市の児童文化センターに行きました。まち中に広大な施設があって、その施設の中央には本物の川があり、自然の木々もたくさんありました。施設ではバスを2台所有していて、学校を指定して、2台のバスで送迎をして交通指導教室の実施活動をやっておりました。自由に使えるバスがあって、子供たちの送迎もそれでやる、そのぐらい充実していました。その施設の交通指導教室の向こうにはゴーカートのような乗り物もあったりして、土、日、祭日は近郊の関東地区からもここに親子で遊びに来るので満杯になるというようなお話もありました。それとピオトープのような池があり、また自然の大きな木があって、木登り体験や基地を作って、そこで遊ぶこともできました。手作りの施設で、佐藤教育長さんは前にそこの施設の所長もやっておられ、次長さんもそこの所長を経験しておられて、そこでの仕事が非常に楽しかったとおっしゃっておられました。もちろんプラネタリウムもあって、私たちも見せてもらいました。そこの指導員が手作りのプラネタリウムのプログラムを考えて色々やれており、そういう自由性もあって非常にユニークな施設でした。下関にああいう施設ができるのかな、作りたいけれど少し難しいだろうなと思いましたが、素晴らしい施設でした。

その後、臨江閣という、今「花燃ゆ」の関係の迎賓館、昔の県庁の迎賓館を視察させていただきました。途中、150畳の大広間もあり、今後、山口の采香亭が色々活用しているのを参考にしたいというお話もありました。その後、前橋市の教育委員さんと我々との交流も行いました。

翌日、前橋市教育委員会に行って、2時間色々な事を議論したところでもあります。内容については、前橋市の教育長自身が説明をされて、楽しい雰囲気の中で様々な教育のまちづくりについ

での取組を説明いただきした。教員の多忙化についてもかなり本気で考えておられました。大変前向きな教育委員会だということを感じ、職員の皆さんがとても明るくて、楽しい雰囲気の中で仕事をする、これがやはり働く喜びになるのではないかなと感じたところでもあります。

前後して大変申し訳ありませんが、宇都宮市教育委員会では、小中一貫教育についての説明を受けました。我々もこれについて非常に関心を持ち、宇都宮市では4・3・2制を取り組んでやっているということで、施設の問題もありますけれど、これらについて、今後我々も4・3・2制でいくのがいいのか、5・4制で行くのがいいのか、その辺りも含めてまた検討していく価値があるなと思っております。視察をされた教育委員にも少し感想を述べていただこうかと思っております。

野口裕子（教育委員）

この度は視察に行かせていただきまして、本当にありがとうございました。内容につきまして、宇都宮市の小中一貫教育の件で、学校そのものは今ある場所だけども、カリキュラムを一貫統一するというお話で、例えば英語科に関しましても、下関が今後どういう取組になるかわかりませんが、参考になるのではないかなということで学ぶことができました。

次に参りましたのが、前橋市教育委員会ですが、先ほど教育長さんの話の中にもありましたように、また、この「未来への風を」の中にも教育長さんが書いていらっしゃいますが、佐藤教育長がとても人柄の良い方で、人間性がとても豊かな方でした。特に印象に残ったのが、女性の塩崎次長さんが、大変パワフルな方で、私が今までお目にかかった女性の中でもトップテンに入るのではないかなと思うぐらいのインパクトのある方でした。佐藤教育長と塩崎次長さんがとても明るい方だったので、その雰囲気が教育委員会をとても盛り上げているのではないかなと思いました。

その塩崎次長さんのお話の中で、前橋市が取り組んでいる英語教育、タブレットに関してもそうですが、小学校での英語は、TTで先生を2人体制で授業をしているというお話でした。その人材としてALTだけでは賅いきれない部分もあるので、いわゆるNPO法人のようなものを作って、そこから地域の人材に協力をしていただいている、それが確か30人くらい、その地域の人材があるというようなお話をされていたのがとても印象に残っております。下関市の小学校に私が伺った時に、校長先生が地域の中の人材を掘り起こしたい、絶対に地域の中にはそういう方がいらっしゃるのだから掘り起こしたいのだけれども、どこにどなたがいるのかが今わからない状況なので、これから積極的に探していきたいという話も時々耳にします。そのような形で地域人材を掘り起こしやすいような仕組みも考えていく必要があるのではないかなと感じてまいりました。

藤井悦子（教育委員）

私は、初めての先進地視察で緊張と期待を持って参加しました。盛大なおもてなしをして頂きとても嬉しかったです。

群馬では「かかあ殿下とからっ風」と言いまして、女性が活力に溢れており男性をグイグイ引っ張っていくようで、何にでも全力で取り組んでいるように感じました。

最初に視察した宇都宮市では、高校生が市政に提案して、学校給食を市役所で市民の方が食べられるという取組をしていました。とても良いことだと思います。

次に前橋市では、児童文化センターを視察しました。ここでは、年間2,000人以上のボランティアが子供たちに様々なことを教えるという場所でした。子供たちのコミュニケーション能力や感受性を育むのに適した取組をしていると思いました。そこで最も印象に残ったのは、人が人を育てるという言葉で、これが教育の基本で最も重要なことだと思います。

林俊作（教育委員）

私は最後に高崎商科大学を視察させていただきました。高崎商科大学は下関商業高等学校と提携しており、簿記の勉強をされておられるということで、どのような取組をされているのか、お話を聞かせていただきました。

やはり勉強するというのは、自力でやるというよりは、いかに効率的にやるかということが大変大切だと思いました。要は、ポイントポイントを押さえて、きちんとやるということがいかに大切かということがよくわかりました。

また、これからの大学ではいかに専門性を出してやっていくことが大切なことかということを感じました。学長さんや学部長さんにもご挨拶をさせていただいて、しっかり2時間半くらい学校の中まで案内していただきました。ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

視察についてはこのくらいにして、次の10月15日は小学校の体育大会が陸上競技場でありました。子供たちは、頑張って新記録を目指して頑張っていました。

それから、同じ15日ですが、県・市町教育長意見交換会「ともに一ティング2015」が、周南市立徳山小学校、そして総合庁舎でありました。徳山小学校は、コミュニティ・スクールを導入している、いかに多くの地域の人たちが学校に来て、色々な活動をしているかということを見せていただきました。まどみちおさんの出身校でありますので、まどみちおさんの色々な手紙や資料もたくさん展示してありました。授業では、地域の方々が音楽の先生から合唱の指導を受けながら一緒に学んでいて、親や地域の方の学びの姿がかなりありました。それから、ともに一ティングでは、地域型の地域連携教育ということで、光市のコミュニティ・スクールの取組をお聞きをしながら、教育長同士で協議をしたところでもあります。今、山口県が全国的にも93%コミュニティ・スクールを導入して、断トツの勢いでもあります。来年度は100%になるのではなかろうかというような取組で、全国からも注目をされているということでもあります。

それから17日は、MOAの美術の表彰式、それから「ねんりんピックおいでませ山口」の交流会が海峡メッセでありました。花魁道中や幼稚園の子供たちによるねんりんピックの踊りなどのイベントがありました。花魁道中は2人でしたけれど、とても見応えがあり、来られた方がため息を漏らしておられるぐらい、たぶん県下のこういう合同交流会では断トツのおもてなしではなかったかなと思いました。さらに華を添えたのは市長さんのふく刺し作りのイベントでした。これをみんなの前で見せられました。その後下商の同窓会がありましたが、市長さん、議長さんは飛んで出られたのですが、私はふくをしっかりと食べておまして、下商に少し遅れ気味に行っただけでひんしゅくを買ったところでもありますけれど、やはりふくの魅力にはなかなか勝てないなということでもありました。

その後下商の同窓会に参加をさせていただいて、これもまた非常に盛り上がって、シーモールパレスで、下商の今年の甲子園出場がかなり話題になっておりました。会場の周りには多くの全国大会出場や色々な試験に合格している掲示があって、下商が頑張っている姿を見ることができました。

それから10月22、23日に、中国地区都市教育長会議が倉敷市のせとうち児島ホテルで開催されました。この中で、文科科学省の廣田参事官補佐がコミュニティ・スクールのお話をされました。講演の中で、コミュニティ・スクールの山口県の萩市と長門市と下関市が指名されて回答をしました。山口県がいかに進んでコミュニティ・スクールに取り組んでいるかということアピールできました。今、他の地区ではコミュニティ・スクールをどうして導入しようかということが1番問題で、やはり1番のネックは人事、それと予算の関係での委員の報酬、この辺りにやはり二の足を踏んでいるというのが現実であるということでもありました。それから、清重室長補佐が、来年度に向けての予算についての話、諸課題と書いておられますが、その辺りのことについて説明がありました。ALTの補助についての資料があり、今後役に立つものがいっぱいあるなと感じたところです。その後、倉吉市と江田島市の研究発表がありました。来年は、鳥取県の倉吉市で、この大会が開催されるということです。

それから、24日の土曜日は桜山小学校の創立100周年記念式典に参加をさせていただきました。大変盛り上がって、子供たちとともに来賓の方も多く参加をされて、もう1年前からポスターを作って、これに対する取り組みが非常に盛んなところで、桜山小学校をアピールしておられました。詳しいことはもう省略しますが、教育長報告は以上であります。

何かご質問がありましたら、よろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清 (教育長)

それでは、報告は以上といたします。ないようですので、日程1の議案審議に入りたいと思います。

【議案審議】

議案第66号 平成27年度教育功労者表彰について

波佐間清 (教育長)

それでは、「議案第66号 平成27年度教育功労者表彰について」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一 (教育政策課長)

教育政策課です。よろしくお願ひいたします。それでは「議案第66号 平成27年度教育功労者表彰について」ご説明いたします。資料は4ページとなります。

本件は、下関市教育委員会表彰規則第7条の規定に基づき、平成27年度教育功労者を決定しようとするものであります。表彰者は、功績表彰が28人、永年勤続表彰が9人の計37人となっております。表彰者のお名前、功績要旨については配布資料をお願いいたします。なお、資料中の永年勤続表彰者の所属については例年の通りですが、現在、委嘱を受けている学校のうち、主な学校名を記載しているところであり、過去に委嘱を受けていた学校等については、他何校という形で記載をしています。今回の表彰者については、去る9月15日に選考委員会を開催し、その中で教育委員会表彰規則内申調書及び内規等に照らして、適当であるとされたものでございます。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

波佐間清 (教育長)

今、説明がございましたが、ご質問ご意見があればお願ひをいたします。

林俊作 (教育委員)

教育功労者表彰は、1人一回限りでしょうか。

三好洋一 (教育政策課)

表彰は、下関市教育委員会表彰規則に基づきまして行われるわけですが、この規則内で複数の受賞を妨げるような規定はございません。ただ表彰内容が同一であれば、もうすでに表彰は受けているということになるかと思ひます。当然表彰を受ける理由が変われば、複数受賞される事もありうると思ひます。

波佐間清 (教育長)

他にございませんか。

(ありません)

波佐間清 (教育長)

それでは、特にご意見はないようですので、異議なしとして承認としてよろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清 (教育長)

それでは、承認いたします。

【議案審議】

議案第67号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

波佐間清（教育長）

それでは次の議案に入りたいと思います。「議案第67号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、学校教育課、お願いいたします。

森永亮（学校教育課長）

学校教育課でございます。よろしく申し上げます。それでは「議案第67号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。資料は11ページ、12ページでございます。

下関市立殿居小学校及び下関市立黒井幼稚園につきましては、平成28年3月31日をもって廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、殿居小学校につきましては、平成27年第3回市議会の文教厚生委員会におきまして、すでに報告済みでございます。殿居校区内の少子化に伴い児童数が減少しており、現在の全児童数は9人、複式の2学級となっております。このような学校の小規模化の現状を受け、殿居地区の保護者や地域住民の代表者で組織する下関市立殿居小学校統合検討委員会におきまして、これまで学校統合についての協議が行われてきたところでございます。その結果、平成27年7月、下関市立殿居小学校統合に関する要望書が、市長及び教育長に対し提出され、下関市立豊田中小学校との統合に係る基本的事項について合意が得られたところであります。以上、下関市立殿居小学校は、将来的に適正な学級規模となることが見込まれず、また、学校の廃止については地域における理解についても得られていることから廃止するものであります。

続いて、下関市立黒井幼稚園につきましては、平成28年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行する予定であります。このため平成28年3月31日をもって当該幼稚園を廃止するものであります。

以上、ご説明をいたしました下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第4回下関市議会定例会に議案として上程したいと考えております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

波佐間清（教育長）

今、説明がありました。殿居小学校及び黒井幼稚園、これに関する条例の改正ということで、今、こども育成課の課長さんにも入室をいただいております。この黒井幼稚園のことについて、もしご質問があればご回答をいただくということになっておりますので、何かご質問がありましたらお願いいたします。

（ありません）

波佐間清（教育長）

特にないようですので、これを承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

では承認いたします。こども育成課、どうもありがとうございました。

【議案審議】

議案第68号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第68号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」、学校教育課、お願いいたします。

森永亮（学校教育課長）

それでは、「議案第68号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明させていただきます。資料は13ページでございます。

配偶者同行休業の導入に伴い、下関市立学校職員の出勤簿の様式を変更するために訓令の一部を改正しようとするものであります。14ページ、15ページ、字が小さくて申し訳ございませんがこれが様式でございます。配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、下関市立学校職員服務規程において示されております出勤簿の集計欄、新旧対象表の右側の方に黒線が濃いところがあるかと思いますが、この集計欄に、配偶者同行休業の取得日数を記入するための項を追加することを提案するものであります。なお、期間は最大3年となっております。施行日は平成28年1月1日としています。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

波佐間清（教育長）

今、説明がございました。何かご質問がありましたらお願いします。

野口裕子（教育委員）

配偶者同行休業について、ご説明をお願いします。

森永亮（学校教育課長）

これにつきましては、県の条例第25号に、配偶者が、外国での勤務、いくつかの要件があるのですが、勤務、読み上げますと、事業を営営すること、その他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの、また学校教育法に定められる外国に所在する者における就学であるとか、そうしたものに配偶者が同行するために、こちらの教職員で現職であるわけですけど、その間休業して最大3年間は同行できます、一緒に向こうで生活をできますというためのものがございます。

野口裕子（教育委員）

例をとって、具体的に説明をお願いできますか。

森永亮（学校教育課長）

例えば、これは学校外のいわゆる仕事で海外勤務をされるご主人について行かれる場合です。

吉井克也（教育長職務代理者）

男性と女性が逆もあるわけですね。

森永亮（学校教育課長）

逆もあります。

野口裕子（教育委員）

その場合に、最大3年間休業することができるということですね。

森永亮（学校教育課長）

そうです。

林俊作（教育委員）

その間は無給ですか。

森永亮（学校教育課長）
その間はそうです。

波佐間清（教育長）
以前に随伴休職というのがあったと思いますが、それとの関係はどうですか。

山路康正（教育部理事）
随伴休職の場合は、在外教育施設に同行する場合に、今と同じようなのがありますが、今回の場合は海外の企業等で勤められるというところで、そこで広がってきたということになります。

波佐間清（教育長）
それで、そのために新たにこれを作るということですか。

山路康正（教育部理事）
そうです。県で条例を定めまして、それに対応して市の訓令を改正しようとするものです。。

波佐間清（教育長）
今まで、企業のご主人さんなどが海外に行かれている場合には単身赴任がほとんどで、付いていくことができなかった。そのような状況の中で、これからは世界に広がって活躍される方が増えてくる、そういう中で教員である方たちが、無給ではあるけれど、付いて行って、また帰ってきたときに復帰できるという意味合いがあるのだらうと思います。その辺りでいいですか。

山路康正（教育部理事）
はい。

藤井悦子（教育委員）
最大3年間ということは、まず2年間申請してその後にもた1年間申請ということも可能なのでしょうか。

森永亮（学校教育課長）
最初に申請1年というような形で申請して、延期は最大までできます。間を切ってということですか。

藤井悦子（教育委員）
そうです。一回戻ってきてまた申請する場合は、さらに最大の3年間の申請が可能ということです。

山路康正（教育部理事）
その間は復職ということになり、新たにその事情が発生するという事になると思いますので、こちらで確認をさせていただいて、ご回答させていただけたらと思います。

波佐間清（教育長）
その辺りは確認をしていただいて。よろしいですか。

藤井悦子（教育委員）
はい。

野口裕子（教育委員）

このような休業の場合に、例えば3年間休業されたら、退職金を計算する場合には勤務年数に算入されるのでしょうか。

波佐間清（教育長）

無給ですから多分その中には入らないと思います。

山路康正（教育部理事）

無給ですので、退職金についてはおそらく加算されないと思います。ただ、勤務年数としてはずっと通算でやっていきますが、この間は、この配偶者同行休業ということでのカウントになってこようかと思います。またよく確認して、教職員の処遇に不利にならないようにしっかりと気を付けていきたいと思います。

野口裕子（教育委員）

実際に下関市内でもどれくらい頻繁に発生をするのか教えてください。

森永亮（学校教育課長）

まだありません。

波佐間清（教育長）

これは全国的にこういう動きがあるということで改正になっていると思います。特に海外に勤務の多い会社というのは大都市であると思います。そういうことでの改正ではないかと思います。

野口裕子（教育委員）

わかりました。

波佐間清（教育長）

よろしいでしょうか。異議なしということでよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、承認いたします。

【議案審議】

議案第69号 下関市指定管理候補者（芝学習等供用会館）の選定について

議案第70号 下関市指定管理候補者（串学習等供用会館）の選定について

波佐間清（教育長）

それでは次に、「議案第69号及び70号」、これを一緒に審議を行いたいと思いますので、生涯学習課、願います。

古西修一（生涯学習課長）

生涯学習課です。よろしくお願いをします。「議案第69号及び第70号 下関市指定管理候補者の選定について」、一括してご説明いたします。

このたび、指定管理候補者を選定する施設は、資料16ページの下関市芝学習等供用会館及び20ページの串学習等供用会館です。教育委員会9月定例会において、芝及び串学習等供用会館の指定管理候補者選定委員会の設置及び委員の委嘱等を可決いただきました。これに伴い10月14日水曜日に選定委員会を開催し、教育委員会が非公募により指名した芝自治会及び串自治会

についてご審議をいただきました。その結果18ページのとおり、選定委員会委員長より、芝自治会及び串自治会は指定管理候補者として適当と認めるとの方針を受けました。選定委員会では4人の委員に対し、芝自治会及び串自治会を非公募にて指名した経緯、指定管理者申込要綱、管理運営業務の仕様書、選定基準案等をご説明いたしました。なお、選定基準案につきましては、指定管理者制度ガイドラインに基づき、事務局が作成した案を最終的に選定委員会で決定のうえ、採点等が行われます。採点結果は、芝自治会につきましては19ページの採点集計表のとおり、400点満点中358点。串自治会につきましては22ページになりますけども、367点ということで最低選定基準とした240点を大きく上回る結果となりました。また、選定委員会委員より、芝及び串学習等供用会館はしっかりと利用されているといったご意見とか、地域の住民の手によって管理する方が適当であるのご意見をいただきました。教育委員会といたしましては、芝及び串自治会を非公募にて指名した経緯を踏まえて、選定委員会の答申と併せて総合的に検討した結果、芝自治会及び串自治会を指定管理候補者として選定したいと考えております。

ご審議のほどどうかよろしく申し上げます。

波佐間清（教育長）

今2つの議案について説明がございました。何かご質問やご意見がありましたらお願いをいたします。

野口裕子（教育委員）

指定管理者を一般公募しないで、このような自治会に指定管理を依頼する場合には、指定管理料に関して何か特例のようなものがあるのでしょうか。

古西修一（生涯学習課長）

これは建設当時から串自治会と芝自治会に委託契約で管理をしていただいています。その当時から委託料につきましては無料ということで、引き続き指定管理料につきましても無料ということがございます。ただし、3万円以上の修繕料については市が負担するというようになっております。基準はありませんが、建設当初から委託ということで進んでおりましたので、このような流れになっております。

吉井克也（教育長職務代理者）

うる覚えですが、この建物の建設は、自衛隊の基地との関連がありましたね。

古西修一（生涯学習課長）

小月の海上自衛隊の施設の補助金で建設されております。王喜公民館も同様と聞いております。飛行ルートにそれぞれ照らし合わせて、民間の民家についてもペアガラスや空調などの補助があるようです。

吉井克也（教育委員）

この成り立ちから、少し他の施設とは扱いが違います。

波佐間清（教育長）

他にはございませんか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

ご意見がないようですが、承認としてよろしいでございますか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは承認といたします。よろしくお願いをしたいと思います。

【議案審議】

議案第71号 下関市指定文化財の指定について

波佐間清（教育長）

それでは、別冊になりますが、「議案第71号の下関市指定文化財の指定について」、文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

「議案第71号 下関市指定文化財の指定について」説明させていただきます。

下関市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、下関市指定有形文化財に指定するというものでございます。

区分は有形文化財・建造物、名称・員数は旧秋田商会ビル、現在の下関観光情報センターでございます。1棟でございます。附として屋上庭園及び離れ座敷1棟、それから防火壁1所、建築関係図面38枚、所在の場所は下関市南部町9番1号、所有者は下関市、所有者の住所は南部町1番1号でございます。

提案理由は、旧秋田商会ビルを下関市指定文化財に指定するためであります。

次のページ、2ページが所有者であります下関市長から出されました文化財の指定申請書、それから文化財の指定同意書であります。この同意書の記述が1月8日になっておりまして、少し遅れておりますが、これにつきましては、この11月に秋田商会ビル誕生100年のイベントをやるということで、それに合せるように、指定についてはこの時期になっております。

次に4ページでございます。文化財保護審議会会長から出されました、これに対する答申でございます。これにつきましては、9月3日に下関市文化財保護審議会を開催し、慎重に審議を行った結果、その意義を認め指定することが適当であると判断いたしますということでございます。名称・員数も先ほどのとおりです。調書につきましては後ほど説明させていただきます。6番、指定の理由でございますが、わが国最初期の鉄筋コンクリート造事務所建築であり、独創的な平面計画や屋上庭園は他に類を見ないことに加え、これらの設計過程を示す建築図面が多数残されている点で貴重であるということが、指定の理由であります。

5ページから調書でございます。少し説明させていただきます。名称・員数・所在の場所、1、2、3、4、5につきましては省略させていただきます。構造・形式等でございますが、鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階、陸屋根の塔屋付、ドーム屋根、それから銅板葺でございます。大きさにつきましては、ここに書いてあるとおりでございます。それから、7番、設計者及び工事関係者でございますが、設計が西澤忠三郎、それから室内の和室部分につきましては後藤という姓だけわかっておりまして、下のお名前が判明しておりません。施工は大阪の駒井組、現場監督は秋田商会の新富直吉でございます。8番、建築年代は、大正4年、1915年、今年でちょうど100年ということになります。

次、6ページでございます。9番、由来又は沿革でございます。読まさせていただきます。旧秋田商会ビルは、合資会社秋田商会の本店事務所並びに秋田家の住宅として建てられたもので、大正3年に起工、大正4年に竣工した。施主である秋田寅之介が明治38年に設立した秋田商会は、木材及び食糧の販売を中心に、海運業、貿易業、鉱山開発、トロール漁など多岐にわたる経営で発展し、天津への出張所開設を皮切りに、大連、旅順、基隆などに支店、出張所を開設した。また、秋田寅之介は下関市会議長を経て衆議院議員として国政にも携わった。建物は長らく秋田家が所有していたが、平成9年に下関市が取得した。これは、建物が寄付で、土地が購入であります。平成10年より、1階を下関観光情報センターとして使用し、2階及び3階を公開に供しておるというものであります。10番、特徴及び評価でございます。旧秋田商会ビルが立つ敷地は、下関港唐戸棧橋の北方、唐戸交差点の傍らに位置し、国道9号に南面する。敷地の西側には、

道路を挟んで国登録有形文化財下関南部町郵便局庁舎が存する。東側の敷地境は、防火壁が立ち上がる。設計は、秋田寅之介の発想を基に関東都督府営繕課の技手であった西澤忠三郎が行い、2階及び3階の書院造を宮大工の後藤が担当したと伝わる。施工は大阪の駒井組とされ、合資会社秋田商会本店の新富直吉が現場監督を務めた。建物の構造は、梁及び1階独立柱に鉄骨を用いた鉄骨鉄筋コンクリート造であり、鉄筋コンクリート造事務所建築の最初は三井物産横浜支店とされることから、旧秋田商会ビルの躯体にみられる鉄骨鉄筋コンクリート造は非常に早い事例である。外観は、西南隅を隅切りし、銅板葺のドームを戴く塔屋を配する。屋上に庭園を築き、木造の離れ座敷を設ける。屋上庭園は当初の築造であるが、離れ座敷は建物の竣工後に調べられた。壁面は、化粧タイル張りとし、腰壁を花崗岩とする。腰壁より横目地を入れた擬石仕上げの付柱を立ち上げる。開口部廻りを擬石仕上げとし、付柱の間に縦長の窓を規則的に開く。1階窓に鉄柵を嵌め、2階にバルコニーを取り付ける。外観意匠にはゼツェッションの影響が見られ、付柱の柱頭飾りやパラペットなどにその特徴が表れている。また、建物東側に築かれた防火壁は、2階腰位置まで立ち上がり、2階以上の開口部に鉄扉を付ける。北面全ての開口部に鉄扉が設けられるほか、1階出入口にも鉄扉を装備し、防火に対する備えがなされている。倉庫として使われた地下室は、建物の南側約3分の1を占める。南面と西面に高窓が設けられ、採光への配慮がなされている。1階は合資会社秋田商会の事務所として使用されたもので、洋風の造作とする。塔屋部分を正面玄関とし、風除室を設ける。内部は、南側の約3分の2を営業室とし、間仕切壁を設けず、南北方向に鉄骨鉄筋コンクリートの柱が4本並ぶ。営業室の最奥部と東端に階段を設け、前者を主階段とし、上がり口の小壁に掲げられた時計は植物をモチーフにした装飾で飾られる。営業室北側には、4室の小部屋を設ける。なお、公開を行うにあたり、便所を新設するなどの改造を行っております。2階及び3階は居住空間で、2階を居室とし、3階を接客に充てる。2階、3階とも、主階段より北側は中廊下とし、4室の洋室を設ける。洋室のうち、北側東寄りに便所及び浴室を設け、当初から便所を水洗としていた。主階段南側は本格的な書院とし、1間＝6尺の柱割りを基準とする。四周に廊下を廻らせ、居室との間に引き違い猫間障子を立て込む。いずれも南端に主室を配する。2階の10畳の主室は、格天井に1間半の床を構え、床脇に窓を開く。また、3階主室は20畳の広さを持ち、1間半の床、違い棚に繊細な付け書院で座敷を飾る。3階は、主室を含む6室を52畳の大広間として使用できるよう、柱と敷居が可動式となっている。これらの書院には良材が用いられ、洋風部分との取り合いも違和感がない。このほか、当初のものである高さを調節できる和風のシャンデリアなど、伝統的な木造建築の中に斬新な装置が仕掛けられております。屋上庭園は、モッコク、マツなど24種61本の樹木により構成され、樹木に十分に水が行き渡るよう、樹木近くに土管を埋め込み、灌水が行われておりました。離れ座敷と塔屋の間には芝生が拡がり、離れ座敷北側には石灯籠や祠、野村素軒の揮毫になる石碑等が配置される。また、離れ座敷東側東寄りにダムウェーターが設けられる。ダムウェーターと申しますのは、荷物を運ぶエレベーターです。屋上の梁間2間、桁行2間半の離れ座敷は2間続きで、格天井、半間の畳床を設えた6畳間の南側に4畳の次の間を配し、接客施設として使用された。四隅のみ壁を配置し、四方に組子を堅繁としたガラス障子を建て込み、開放的な造りとする。四周に縁を廻し、雨戸を備えるということでもあります。以上により、旧秋田商会ビルはわが国初期の鉄筋コンクリート造事務所建築であり、外観意匠に明治期以来の様式建築の名残が見られるものの、大正時代になって新しく現れた意匠であるゼツェッションの傾向を取り入れ、建物の構造、外観意匠とも当時の先端をいく建物である。明治期の住宅建築においては、生活の場と接客の場を分けて並立させるのが一般的でありましたが、旧秋田商会ビルでは同一建物内に事務室と住居を存立させ、更に居室と接客部を階別に分離している点に特徴がある。施主の発案とされるこれらの独創的な平面計画や屋上庭園は他に類を見ず、採光や照明、衛生面、設備など、建築環境の随所に工夫が凝らされるほか、質実な構えになる格調高い書院も特色のひとつである。多数遺された建築図面にはエスキス図面が含まれ、エスキス図面というのはスケッチだとか、本図面を作る前の下書きみたいなものでございます。こういったものが含まれ、平面計画や外観意匠の決定に至る過程が窺えるほか、構造の詳細が知れること、また、施工図が残る点でも貴重である。なお、建物の利用に伴う平成10年の改造後、外壁の補修や天井板の取替など幾度か補修が行われているが、当初の部材をよく残している。これらに加え、近代建築が集積する唐戸地区に位置

し、重要文化財旧下関英国領事館、国登録有形文化財下関南部町郵便局庁舎とともに地区の中核をなす建物であることは、唐戸地区の歴史的景観を構成する要素として重要である、ということでの価値であります。

それから10ページに位置図を入れています。それから11ページから18ページまでが外観と内部の写真でございます。それから19ページから25ページまで図面をつけております。それから26ページからの図面は、目録と図面を付けております。

72ページをお願いいたします。秋田商会の建築に関する所見というのがございまして、これは平成9年8月25日に報告されたものです。秋田商會を下関市が公有化するにあたりまして、教育委員会に意見を求められました。その際に、文化財保護審議会の当時委員でございました三浦正幸委員に調査をしていただいたものが、この所見でございます。この所見を受けまして、その前の71ページをご覧ください。文化財保護審議会会長は当時、財津永次さんでございましたが、秋田商會の建築についての要望を教育委員会に出されております。最後の3行をご覧ください。下関に所在する歴史的建造物のうち、最も有力な重要文化財指定候補であると判断されるため、下関市がその文化財的な価値を減じることなく保存整備されるよう、文化財保護の立場から教育委員会でご配慮いただくことを強く要望するということが要望が出されております。これを受けまして、その前のページ、70ページ、平成9年11月6日に教育委員会は下関市長に対しまして、最後の5行でございますが、所有者の下関市におきましては、今後、当該建築の文化財的な価値を減ずることなく保存整備されるようお願い申し上げます。なお、当該建築につきましては、その文化財的な価値から、国の文化財登録原簿への登録、登録有形文化財ではなくて、文化財指定、市・県・国が相応しいと判断いたしますので、ご高配くださいということで、要望を出させていただいています。これは、どういうことかと申しますと、購入するときに、当時、下関市は事務所が足らなくて、秋田商會をもらえば2階3階の和室部分を壊しまして、事務所にしようという計画がございました。外観だけ残して、登録文化財にしようということになりましたが、それをやると文化財的な価値が減ずるということで、教育委員会から文化財的な価値を減ずることなく、きちんと守ってくれという要望を出しておったものでございまして、これから、随分時間が経ちましたが、ようやく市の指定になったということでもあります。

波佐間清（教育長）

ただいま説明がございましたが、ご質問がありましたらお願いいたします。

吉井克也（教育長職務代理者）

本当にご苦労様でした。私のイメージでは、歴史的な建造物で、既に市の指定になっているのだろうと思ひ込みをしていました。そうではなく、改めて指定されたということで本当に良かったと思います。

今後、文化財保護の立場から、下関においてこれもやがては市の指定にしたいというようなことがあれば教えていただけますか。

町田一仁（文化財保護課長）

私どもで市の指定文化財、あるいは県の指定文化財、例えば秋田商會、市の指定になれば今度、時期が来れば国にあげたいというものがございまして、それぞれのものについて、例えば有形文化財古文書でありますとか、絵画でありますとか、それから建造物でありますとか、そういったものをある程度想定して仕事を進めさせていただいているところでございます。内容につきましては、それぞれ所有者もいらっしゃいますので、また改めてこういうものがありますということで、ご報告をさせていただければと思っているところであります。

吉井克也（教育長職務代理者）

わかりました。私たち教育委員で何か少しでも支援ができるというようなことがあればしたいという思いで、お尋ねをしてみました。また教えてください。

野口裕子（教育委員）

今、お話を聞いて、事務所に変わるというお話があったということは初耳だったのですが、本当に保存されて良かったと思います。

時間がかかった理由は何かございますか。

町田一仁（文化財保護課長）

私は、秋田商会が移管する時の事情は詳しく知っていて、当時担当で秋田商会の移管の時に調べると言われて調べています。当初、文化庁からも言われていたのですが、非常に面白い建物である、一つの洋風建築の中に洋室があって和室がある、屋上庭園は多分世界初か日本初の屋上庭園だと、非常に面白い建物であるし、下関はふくより秋田商会の方が面白いとおっしゃった方が随分いらっしゃいます。

市の指定をしても財政的なメリットがないということで、財政的な支援はなかなか受けられないということで、県の指定文化財にしようと思いました。県の指定文化財にすれば、県から修理の補助等出ますので。そういうことで県と協議し、県の指定文化財にしようとしたのですが、県の当時の課長が見にきました。文化財にしたいという思いはあったようですが、なかなか県も今から修理をすればかなりの財政的な負担ということがありまして、まず、市に指定して整備を上げてきてくれということでした。

市の指定ということで、当時、所管部局に働きかけました。そうはいつでも文化財というのは、ある意味、非常に迷惑施設でございまして、文化財になるとなかなか規制がかかるものですから、そういったことで財政的なメリットがなかなか見いだせないということで、今まで時間がかかったということでございます。ただし、修理の度には私どもが相談を受けまして、文化財としての価値を減じることのないような修理をするように、常に建築の協議に加わって価値を減じないようにしてまいりました。そうこうするうちに、今年が100周年になりました。ちょうど100周年ということになりましたので、これを機会にというお話の中で、所管部局の方や所有者の方が決意していただいたということでもあります。いろんな事情があって、やっとここにきて機が熟したということでもあります。

野口裕子（教育委員）

文化財指定を受けると色々規制がかかるということで、一般開放等に関して何か規制などはございますか。

町田一仁（文化財保護課長）

秋田商会は、現在の1階、2階、3階を開放しておりまして、屋上に上がる時の螺旋階段、屋上庭園と離れ座敷だけは年に数回公開していますが、これは引き続き公開していただければ思っているところでございます。ただし、建物として今申しましたように、塔屋から屋上庭園に出るのですが、螺旋階段等非常に脆弱なものでございますので、文化財を傷めないように1人ずつで上がっていただくとか、あるいは人数制限をかけていただくとか、そういうことは今までも指導しておりますので、適切にそのようにやっていけたらと思っています。

野口裕子（教育委員）

今でも、例えば何って見せていただきたいというお話をすれば見せていただけるのでしょうか。

町田一仁（文化財保護課長）

休館日を除いて自由に入れますので、是非ご覧いただければ。非常に面白いと思います。

野口裕子（教育委員）

文化財そのものがお金に代えられないものというのがありますので、これがあるから下関の財政が潤うものではないけれども、下関の人々の心の中で、やはり財産として保存していくべきものは保存していただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

波佐間清（教育長）

3階までは公開をして無料で自由に行けますが、屋上は期間を限定されて公開しておられるということなので、特別なことがあればまた申請されればと思います。金子みすずさんのコーナーが1階の奥にありますので、そこも見られたらと思います。

野口裕子（教育委員）

また、改めて伺ってみたいと思いました。

波佐間清（教育長）

他にございませんか。ちょっと一つだけ気になったことですが、36ページ、あまりこれとは関係ないかもわかりませんが、あの図の中に毛利藩のがパッと目についたのですが、何かあればあるのですか。

町田一仁（文化財保護課長）

階段の親柱に長府毛利家の家紋をいれていらっしゃいます。秋田商会の家紋はこれではないのですが、明治のこれを建てた時から、長府の毛利さんの家紋を使ったのか、使わしてくれと買ったのか、その辺りはよく分かりませんが、長府毛利家の家紋を、あえてこの建物を作った時から入れています。多分使うときには許可を取っていると思います。

波佐間清（教育長）

今も見えますか。

町田一仁（文化財保護課長）

今もあります。1階から2階に上られて、2階を上がりきって振り向いていただいて、階段の手すりの親柱を見ると、この紋が入っております。

波佐間清（教育長）

何度か行ったのですが、意識していなくて。ここにあるというのを意識していきたいと思いました。他に。よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、これについて異議なしということでありますので承認をさせていただきます。

【議案審議】

議案第72号 下関市指定文化財の指定について

波佐間清（教育長）

続きまして、「議案第72号 下関市指定文化財の指定について」、文化財保護課、お願いします。

町田一仁（文化財保護課長）

引き続き、議案第72号の説明をさせていただきます。下関市指定文化財の指定でございます。下関市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づきまして、下関市指定有形文化財に指定するというものでございます。

区分が有形文化財・建造物。名称が旧内務省下関土木出張所下関機械工場乾船渠でございます。通称よくドライドックと呼ばれるものです。附としてキャプスタン。巻き上げ機のことでござい

ます。員数といたしまして乾船渠1基、キャプスタン1基。所在の場所は下関市阿弥陀寺町15番16、22、23番でございます。唐戸市場の駐車場の東側になります。今、大型バスの駐車場になっているところでございます。所有者といたしまして、下関市、それから国土交通省になります。所有者の住所はその通りでございます。提案理由は下関市及び国土交通省が所有するこの文化財を指定文化財に指定するためであります。

次のページをお開きください。下関市からの指定申請書、2ページが指定の同意書、それから3ページが中国地方整備局長、国交省からの指定申請書、4ページが同じく国土交通省、中国地方整備局長からの指定同意書でございます。5ページでございますが、審議会からの答申でございます。9月3日に下関市文化財保護審議会を開催し、慎重に審議を行った結果、下関市文化財に指定することが適当であるということで判断するということであります。1から5まで省略いたしまして、6番でございます。指定の理由は、本文化財は、わが国に現存する最古級の無筋コンクリート造の乾船渠であり、創建当時の構造や意匠を良く残す。また、日本の近代化の過程を示す重要な土木遺産であり、わが国の土木技術史を語るうえで高い価値を有している。加えて、関門海峡の港湾整備に多大な役割を果たした旧内務省下関土木出張所下関機械工場の遺構であり、関門地域の近代史を考えるうえで重要であるということであります。

次に7ページ、調書でございます。1、2、3、4、5、省略いたしまして、6番の構造・形式でございます。乾船渠の方が無筋コンクリート造、面積が1206.8㎡になります。長さはカッコのとおりでございます。キャプスタンは鋳鉄造で高さが85.0cmになります。施工は旧内務省下関土木出張所下関機械工場になります。

次のページ、8ページでございます。建築年代は大正2年9月着工、同3年10月完工でございます。9番の沿革でございます。古来、海上交通の要所であった関門海峡は、明治時代になると国際的な貿易ルートとして確立しつつあった。明治43年、関門海峡が横浜、神戸、敦賀と共に国の第一種重要港湾に指定された際、未だ下関の港湾施設は前近代的であったため、大幅な改良工事が求められた。そこで、内務省では下関港修築に関する方針を打ち出し、明治43年より「関門海峡改良工事」に着手し、海峡の航路確保のための浚渫と除礁に取り掛かった。先ずは、明治43年7月から下関市阿弥陀寺町・外浜町前面の埋め立てに着手し、同45年3月には、主に浚渫作業を行う船舶を係留させる船留を備えた埋立地が完成した。明治44年4月にこの埋め立て地に、改良工事の拠点となる内務省下関土木出張所・関門海峡改良事務所が設置され、同45年3月に作業船の造船・修理を行う施設として下関機械工場が付設された。下関機械工場では、引き続き施設整備が行われ、大正2年9月に乾船渠建設に着手し、同3年10月に完工した。旧内務省下関土木出張所の諸施設は、戦後、運輸省第四港湾建設局に引き継がれ、下関機械整備事務所として存続していたが、平成9年にその役割を終え、新唐戸市場の駐車場用地として下関市に有償譲渡された。その後、下関市では、下関機械整備事務所跡地の一部を含め周辺において、新唐戸市場を整備し、平成13年に開設させたが、旧下関機械整備事務所の乾船渠を含む周辺地は当該文化財が存在したため、市場用地から外れ、現在に至っております。現在下関市の所有ですが、土地特別会計で持っているものでございます。10番の意義といたしまして、断面階段状の5段の側壁の内、最上部の1段は切石積みとなっており、後世の改変を受けているが、下部4段は無筋コンクリート造であり、創建当時の構造や意匠が現在まで良く残っている。大正期までの造船用乾船渠は石積みのものが一般的であるが、本乾船渠はコンクリート造であり、わが国に現存する最古級のコンクリート造乾船渠である。昭和に入ってからコンクリート造の乾船渠が主流となる中、その先駆けとなる土木構造物として重要な文化財といえる。また、明治時代から大正時代にかけての造船施設そのものの残存例が国内では非常に少ない中、当時の構造を今に伝える本乾船渠は、わが国の土木技術史を語る上で高い価値を有している。加えて、この乾船渠は、日本の近代化を支えた重要港湾である関門海峡の港湾整備事業に多大な役割を果たした施設であり、やがて九州各地の河川工事等も所管することになることから、所管することとなる西日本最大の土木基地であった旧内務省下関土木出張所下関機械工場の現存遺構であり、下関機械工場の象徴的な存在であったことを含めば、本市の近代史を語る上で重要であるということでございます。つまり第四港湾はあの土地を持っていた時に、唐戸市場の用地として購入いたしました。ただ、その時の文化財保護課の方に平成8年に相談がありました。このドックが残っておるから、

これをつぶして駐車場にしたらだめだと要望を出しまして、今までずっと残っているというものでございます。このたびようやく文化財に指定することができました。11番のその他でございます。当該文化財については、所有者、つまり下関市と国土交通省の意向により、当面の暫定処置として埋め土による保存を施す予定ということです。つまり、現況のまま埋めまして、将来に委ねるという形であります。非常に、あそこは塩水が湧き出していたり、非常に水がたまり、ゴミがたまり、色々な問題があって、これほど近所から嫌われている文化財は他にありませんけれども、ただ、コンクリート造の乾船渠で多分日本現存最古になります。そういったことで高い文化財的な価値を有しておりますので、私どもとしては是非、現状を有して残してほしいということで、所有者等と協議をしてきたところでございます。巨大な穴ぼこといえば穴ぼこで、なかなかそれまでいい活用方法が見つからなかったということもございますので、当面の暫定措置として埋め土によって保存し、上でアスファルト舗装をし、遺構の表示をし、説明板をつけ、ここに文化財があるということを明確にお示ししたうえで、それ以上のこと、つまり、あの上に建物を建てるのかということとは指定で担保しておりますのでできませんので、文化財として埋めてしばらく暫定措置をしたいと思っております。これは苦肉の策であります。

10ページに位置図があります。それから12ページの現況平面図、ご覧ください。グレーの部分が下関市の所有でございまして、ドックの右上の緑色の黄色い部分が国土交通省の部分でございまして。国土交通省もこの部分は本来的には歩道として整備をしたかったのですが、文化財があるので歩道を整備せずに、少し歩道がそのぶん狭くなっている状態です。それから次の13ページが、附指定いたしますキャプスタンの実測図面です。このキャプスタンについて附指定をいたした後、これからここを埋めて遺構表示等をする中、あるいは説明板を設置する中で、これも少し場所を移動しまして、説明板ごと国道側に持って行きたいと思っております。14ページから21ページまでが文化財の写真でございまして、皆さま方は常に水がたまっていたり、藻が繁殖している状態しかご覧になっておりませんが、年に数回水をのけておりまして、水をのけると非常に無筋コンクリートでございまして、玉石がコンクリートの間から出てきて非常に美しいドックにはなっております。

波佐間清（教育長）

今、ご説明がりましたが、何かご質問がありましたらお願いいたします。15ページの写真を見ると、横浜のランドマークの近くにドックがあると思いますが、そのイメージと少しダブルところがあるのですが、あそこはきちんと残してある。残念ながら下関については今後これを埋めて保存しようということになっているのですが、横浜とはどんな違いがありますか。

町田一仁（文化財保護課長）

横浜は切石積みで石造のドックだと思います。ここよりも大きくて、現在、重要文化財になっております。隣に商業施設が入って、切石のいくつかをのけてレストランから見えるような形とか、あるいは真ん中に橋を作りまして、大きなドックが見られるような形になっております。ただ、このドックと横浜の違いは、横浜は切石積みで我が国で古い、このドックはコンクリート造です。コンクリートというのは非常に近代貴重でございまして、これだけのコンクリートを使ってドックを作ったというのが、ここが多分最初です。平成8年に私が当時担当でございました。文審の三浦先生というドックの文化財的価値について話をする中で、皆さんつぶしてもいいよという電話では話だったのですが、実際来て見て無筋コンクリートではないか、無筋コンクリートで日本で一番古いドックである、これを残さないかと。そういうことで、報告書が出まして、それから長い年月かかって、このたびようやく文化財に指定して担保をとるということになります。

波佐間清（教育長）

こういう姿はなかなか観ることはできないと思います。今後埋まってしまうので、この写真でそのイメージをしながら、掲示についてはあそこにこれがあるという、この辺りの掲示をしっかりと願います。

町田一仁（文化財保護課長）

掲示につきましては、アスファルト舗装した上に遺構表示をします。それで、横に説明板をつけまして、ここが文化財であるということを説明してまいりたいと思っております。また、できれば、こういうドックがあるということの模型も置くことができれば、皆さんにご承知いただけるのではないかと考えておるところであります。

波佐間清（教育長）

改めてこの写真を見て、こういう凄いものがここ下関にあったという価値は大変なものではないかなと思います。こういうものが、掲示で工夫をして、また市民にも、また観光客の方にもアピールできればと思っております。よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、意見がないようですので、承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、議案第72号については承認いたします。

【報告事項】

平成27年度工事請負契約の締結について

波佐間清（教育長）

続きまして、日程2の報告事項に入りたいと思います。最初に、「平成27年度工事請負契約の締結について」、教育政策課、お願いいたします。

三好洋一（教育政策課長）

教育政策課でございます。よろしくをお願いいたします。それでは工事請負契約の締結について1件のご報告をさせていただきます。資料は23ページをお願いいたします。

教育センター整備環境整備工事の工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。契約の相手方は古田建設株式会社。予定価格は税込みで64,049,400円、請負額は税込みで、63,504,000円、予定価格に対する落札率99.15%でございました。本工事の開札は9月9日に実施し、契約は9月15日に締結いたしております。工事概要につきましては現在、幡生本町で整備を行っております教育センター整備用地において、駐車場アスファルト舗装、排水溝整備、ガードレール取り付け等の環境整備工事を行うものでございます。教育センターにつきましては、建築主体工事等におきましても、滞りなく整備が行われております。今後も平成28年3月の供用開始に向けて着実に整備を行ってまいります。以上、平成27年度工事請負契約の締結についてご報告をさせていただきました。

波佐間清（教育長）

ただいま報告がありましたが、ご意見がありましたらお願いいたします。今、教育センターの整備状況は、我々二度ほど行かしていただきました。教育委員さんにも事前にこのセンターを見ていただけるといいなと思っておりますので、また計画をしようと思っております。

三好洋一（教育政策課長）

本体の躯体の部分につきましては、11月末に引き渡しということで完成検査の日程も確定しております。現在そのスケジュールで順調に進んでおります。いずれかの日に委員の皆さまに

もご視察いただくよう、今調整をしているところです。

波佐間清（教育長）

またよろしくお願いをしたいと思います。この件については報告済みでよろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

専決処分について（下関市立吉見小学校除草作業に伴う車両損壊事故について）

波佐間清（教育長）

続きまして、「専決処分について（下関市立吉見小学校除草作業に伴う車両損壊事故について）」、学校支援課、お願いいたします。

石田朋彦（学校支援課長）

学校支援課です。よろしくお願いたします。下関市立吉見小学校除草作業に伴う車両損壊事故の専決処分についてご報告いたします。資料は24ページでございます。

事故の内容につきましては、5月の定例会にてご報告させていただいておりました、校務技士が草刈り作業中に小石を跳ね、近くに駐車していた車両の後部ガラスを損壊した事故でございます。8月7日、下関市損害賠償審査委員会が開催され、損害賠償額238,560円が認められました。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事故に該当するため、車両損壊事故の損害賠償額238,560円を相手方に支払うことを9月2日に市長が専決処分をいたしました。また、9月19日に相手方と示談が成立をしておりました、10月16日に支払い、賠償が終わっております。専決処分の議会報告につきましては総務部総務課が一括して、12月議会へ報告する予定となっております。以上簡単ですが、吉見小学校除草作業に伴う車両損壊事故の専決処分についてご報告いたしました。よろしくお願いたします。

波佐間清（教育長）

以前、これについての説明も詳しくあったと思います。よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは、報告済みといたします。

【報告事項】

下関市生涯学習プラザの平成27年度上半期の運営状況

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市生涯学習プラザの平成27年度上半期の運営状況」についての報告を生涯学習課、お願いいたします。

古西修一（生涯学習課長）

それでは報告事項、「下関市生涯学習プラザの平成27年度上半期の運営状況」についてご説明いたします。資料の26ページをお願いします。

生涯学習プラザにつきましては、本年4月1日より、指定管理者が交代し、新たなスタートを

切ったところですが、このため、本年度上半期の運営状況についてご報告をいたします。

1番は指定管理の概要についてです。指定管理者は公益財団法人下関市文化振興財団で、指定期間は本年4月1日から32年3月31日までの5年間となっております。

2番は利用状況についてです。前年度の上半期と対比した数値を記載しております。各項目、上段が本年度、下段が前年度となっております。利用者数は、上半期が載欄のとおり、前年度の約68,000人に対し、本年度はすでに101,000人を超えており、約33,000人の増となっております。これは5月に日本糖尿病学会、それから7月に日本臨床整形外科学会、9月に中国・四国地区国立病院機構国立療養所看護研究会など、1,000人を超える規模のイベントを誘致できたこと、それから下関市民劇場さんなどのように毎月定例で開催される公演等が定着してきたこと、さらにはコンサートや、各種生涯学習事業による自主事業の開催においても高い集客率によって大幅に増加したものと考えられます。また、利用件数においても、前年度の約2,500件に対し、本年度は約2,900件と約400件増加しております。併せて、施設全体の稼働率も上昇していることから、市民や活動団体の認知度が向上していることを伺わされるところで

す。

3番は利用者の声についてです。プラザの1階に設置してあります、アンケートボックスに投函された利用者からのご意見です。上半期で41件の意見が寄せられており、施設管理関係が12件、利用に関する意見が4件、おほめのことが3件、職員についてのご意見が1件、その他が13件となっております。頂いたご意見につきましては改善可能なものは早急に対応しております。検討を要するものにつきましては、後ほどご説明する運営委員会でもご報告し、意見を踏まえたうえで下関市と指定管理者とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、26ページをお願いします。4番は運営委員会についてです。生涯学習プラザは利用者を中心とした運営委員会を設置しております。その委員は自治会長や実際にプラザを定期的に利用している団体の代表者、文化団体の代表者、イベントや学校行事等にも対応するために小・中学校の校長先生にも参画いただいております。運営委員会は、プラザの円滑な運営や課題解決等の一助とするために、必要な助言やご意見等を頂く場として設置しており、先ほどのアンケートに対するご意見等も報告して、利用者が一体となって運営に参画できる仕組みを構築しているところで。毎年度、3回の開催を予定しております。本年度は運営開始当初の5月12日火曜日に第1回目が開催されております。

5番は自主事業の状況についてです。(1)の文化事業につきましては、主にホールでの事業ということで、これまで3本のコンサートを実施しております。全て大ホールの開催で、それぞれ好評のうちに終了することができました。特に集客数、集客率につきましては、従前では400人程度、50%程度前後でしたが、文化振興財団の得意分野ということで高い効果が得られております。ただ、本年度からは従前にはなかった告知方法として、テレビCMにも力を入れております。(2)の生涯学習事業は文化振興財団が定款を変更して、生涯学習事業の実施も可能となったことによりまして、すでに6種類の講座が開設されています。今後も多様な学習ニーズに対応した生涯学習の機会を提供するよう、様々な企画を定期的に展開していく予定です。

6番はその他ということで、(1)のホームページは、従前は宣伝が足りないというご意見も頂くことが多かったため、ホームページのコンテンツ等も整理して見やすくなりました。中でも主催事業のパンフレット等をホームページ上で掲示したり、貸館に関する事業も告知するなど、閲覧のしやすさが改善され、利用者の満足度の面も向上したものと思われま

す。(2)のまちづくり生涯学習の出前講座ですけれども、本年度から講座申込みの受付窓口を生涯学習プラザに変更いたしました。9月末現在で既に163件の受付がありました。なお、従前どおり、生涯学習課や各教育支所におきましても受付を取り次ぐことは可能ということになります。

最後になりますけれども、文化振興財団が管理運営しております下関市民会館についてですが、耐震補強工事によりまして、本年11月から28年度末まで休館の予定です。このため、生涯学習プラザのホールの利用が大幅に増加することが想定されますけれども、市民会館の方から職員が数名異動するということが、12月からプラザに勤務することになりますので、運営の支障はないものと今は考えております。以上、ご報告をいたします。

波佐間清（教育長）

今、報告がありました。何かご質問がありますか。

野口裕子（教育委員）

稼働率ということで、茶室の件についてお伺いします。開館のこけら落としの時にとても立派な茶室にご案内いただいてお茶のサービスもいただいたのですが、茶室の利用は今までどれくらいですか。

古西修一（生涯学習課長）

茶室の利用については、確認して後日お答えいたします。

野口裕子（教育委員）

大変立派な茶室がございましたので、利用ができやすいような形にさせていただけたらなという思いがございます。一度、表千家の先生がお問い合わせした時に、消防法の関係で火が使えない。やはりお茶をたてる時には炭を使いますので、火が使えないということで不便ではあります。ただ最悪火が使えなくても電熱器がありますので、電熱器を使ってお湯を沸かすことができるのですが、それ以外に、例えば点心とって、お弁当のようなものを食べるのがお茶会の流れの中であるのですが、そうなるとそのお食事をする場所に制限がかかってしまうというお話を窓口で伺ったことがあるということで、少し使い勝手が悪いというようなご意見をいただいております。飲食に関してはどうなのでしょう。例えば、料理教室もありますので、調理室ではおそらく食べてはいるとは思いますが、飲食の件に関しても何か規定というか、飲食は駄目だとかという禁止条項はあるのでしょうか。

古西修一（生涯学習課長）

飲食は基本的には料理教室で食べていただく形になります。後は下側の喫茶コーナーくらいしかないと思います。

野口裕子（教育委員）

そこで頂くことは可能であるということですね。是非有効に使っていただければと思います。

波佐間清（教育長）

先週、ここの生涯学習プラザのドリームシップまつりというのがありました。私も見せていただいて、茶室に行きました。表千家と武家の茶の2つの流派のお茶席が1日ずつ分かれてありました。その2つは定期的に多分利用されているのではないかなと思いました。電熱器でした。残念ながら、どうしても消防法の関係で難しいということでした。お茶をやっている人にとってはあそこで炭が使えるというのが1番大事なところなのですが、どうしてもそれは難しいようです。

林俊作（教育委員）

生涯学習プラザの利用件数は、対前年140%くらいですが、他の公民館などからの利用が増え、それらの館の利用が落ちているという傾向はないでしょうか。

古西修一（生涯学習課長）

今、旧市内の公民館の中で利用が多い川中、勝山、彦島、長府東の利用者は減っていないと思います。逆に、勝山公民館は音楽ホーにルがすごい人気がありまして、市民会館の小ホールを使わずに、勝山公民館の音楽ホールを使いたいという要望があります。

林俊作（教育委員）

全体の利用者数が純然たる数字で増えたという解釈でいいわけですね。

古西修一（生涯学習課長）
彦島も減ってないと思います。

林俊作（教育委員）
であれば、問題はありません。

波佐間清（教育長）
公民館はかなり人気があって、先週も文化祭があり、ざっと回りましたけれども、やはり地域の方たちがいろんなイベントで活用されています。今度教育センターができることと今まで公民館でやっていた部分が教育センターに移るので、減った部分ということは公民館にとっては、またそこが空くので利用しやすくなってきます。需要はありますので、今後も大きく激減するということはないと思います。よろしいですか。

（はい）

【報告事項】

下関市立中央図書館の平成27年度の上半期の運営状況

波佐間清（教育長）

続きまして、「中央図書館の上半期の運営状況」について、図書館政策課、お願いをします。

高原祐二（図書館政策課長）

図書館政策課でございます。よろしく申し上げます。資料27ページをお願いいたします。

本年度より直営による運営を開始いたしました、市立中央図書館の上半期の運営状況をご報告申し上げます。

まず（1）利用等の状況でございます。1番左端に各項目を挙げております。若干、聞きなれない言葉もあるかと思っておりますので、その項目から簡単にご説明いたします。開館業務につきましては開館時間、開館日数等指定管理の時代と全く同じ基準でやっておりますので、同じ日数となっております。新規登録者数、これは今まで図書館を利用されたことのない方が、初めて図書館を利用するにあたって図書カードを作られた数でございます。入館者数、これは図書館の4階と5階の入り口に入場ゲートがございます。その入場ゲートに入って、これを1人としてカウントした述べ人数でございます。貸出者数、これは実際に自動貸出機、あるいはカウンターで貸出をした回数1回を1人と数えた述べ人数でございます。貸出冊数はその貸出者数が借りた冊数の総合計です。予約件数といいますのは、今貸し出し中の図書があって、それを自分が次に借りたいという予約をした件数。リクエスト件数といいますのは、現在、図書館に所蔵されていない書籍で、その書籍を買っていただけないかというリクエストでございます。クイックレファレンス、これはレファレンスカウンターにおいて、簡単なお尋ね事項、即時回答できるお尋ね事項等の件数です。レファレンス件数は、少し回答に時間を要するレファレンスの件数。相互貸借件数の貸出・借受、これは例えば下関図書館にない本で、他の自治体の図書館にある本を借り受れたり、あるいは逆に他の自治体の図書館にないけれども下関の図書館にある本を貸し出す、そういった件数でございます。複写サービスは5階にコピー機がございますが、著作権法に則った形での資料の複写の枚数。読書通帳というのは、ご承知のとおり読書通帳を発行した実数でございます。

この利用等の状況で一番顕著なところは、その前提として市内の図書館全体の上半期の貸出冊数でございますが、対前年比96.1%でございます。中央図書館の貸出冊数を見ますと、499,471冊から434,301冊、パーセンテージでいきますと87%、マイナス13%になっております。この主な要因でございますが、下から4番目の枠の読書通帳の発行の欄を見ていただきたいと思っております。26年度2,459通から、今年度上半期1,425通。これはパーセンテージでいきますと、58%と激減しております。この主な要因でございますが、従前の指定管理者の時代は、読書通帳がいっぱいになった時に1階にあったカフェの半額利用券を出しておりました。

そのサービスが無くなったということで、例えばこの上から2番目の新規登録者数が26年度2,364人から27年度2,211人。この新規登録をする際に併せてこの読書通帳を発行していたのが、カフェの半額利用のサービスがなくなって、本当に自分の読書の履歴を残しておきたいという、コアな図書館の利用者の方が読書通帳を希望されてという状況が読み取れると思います。直営の今年度の数字が、いわゆる中央図書館の本来の、実際の数字なのではないかなと判断しておるところでございます。

2点目、行事等の実施状況でございます。色々小・中学生向けのイベント、夏休みこどもパソコン講座、あるいは図書館のバックステージツアーもやっていますが、今年はジャンボリー等の影響もあって、開催日程との絡みで今ひとつであったと思っています。ただ、この行事等の中で、特筆できることは2点あると思っています。1番上のお話会、昨年度の実施回数は31回、参加人数656人に対し、今年度の上半期は39回、参加人数739人となっております。この回数増は、図書館スタッフが増員できたことによって、こういったことに振り向ける時間が増えたということで、実質8回、人数についても83人ほど増やすことができました。それと、1番下の欄のブックトークでございます。これは指定管理の図書館のスタッフが充実していた時期は、近隣の関西小学校や王江小学校に出向いてブックトークを行っていたのですが、26年度は27名というスタッフの中で、とてもそちらに振り向ける時間がなかったのですが、この9月25日、名地小学校の3・4年生を対象にブックトークを再開することができました。これは直営にすることによって、スタッフの充実が図られたことによるプラスアルファのサービスとっております。

3点目、利用者の声でございます。これは生涯学習プラザが1階に設置しておりますアンケートボックス、その中に図書館部分に関する意見が、上半期16件ございました。その主な内容は図書館の利用に関するものが9件。その内容は、いわゆる高校生の試験休み期間中の学習席がもっと増やせないかという要望でございます。この点につきましては、土・日・祝日の試験休みについては、生涯学習プラザの空き部屋を借りて、学生に開放するというのも文化振興財団と協議する中で運用を図っておりますが、今月の中旬に普通のウィークデイで、開館前に100人を超える学生が大挙押し寄せたことがございまして、その時に部屋を借りる対応ができていなかったということもありまして、若干、学生さんの方からどうにかならないだろうかということがあります。本来、図書館法に照らしますと、学習席としての開放というのは、図書館法の本来の姿ではないのですが、今、直営の中でどこまでできるのかというのを生涯学習プラザの指定管理者である文化振興財団と協議しながら対応を図っていきたいと感じております。それと、職員に関するものが3点ございました。これは、図書館を利用されている市民の方のマナーが悪い。マナーが悪い利用者に対する注意を職員の方からしっかりとしてもらえないだろうかというご意見でございます。これ以外はおほめの言葉というのは1件ございました。それは中学生が、非常にきれいな施設で使いやすく勉強がしやすいという意見でした。その他の3件は意味不明な落書き的なものだったのでここには書いておりません。

今後の予定でございますが、今月末の金曜日をはさんで3日間、全館閉館してネットワークの配線をやりかえます。それとホームページ等の使いにくさ、あるいは横断検索ができないとかいうお話もあるのですが、これは来年度早々予定しております図書館システムの更新に合わせてやりたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、報告をさせていただきます。

波佐間清（教育長）

中央図書館の上半期の状況の報告がありました。何かご質問はございませんか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

説明にあったように、図書館の利用者が減ってはおりますが、今年から直営ということで本来の姿に戻ったということで、これからこの辺りについて改善をさらにしていこうと、いうこ

とであろうと思っておりますので、また、しっかりやっていただければと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清（教育長）

それではご意見がないようですので、報告済みといたします。

【報告事項】

「北海道立近代美術館コレクション選 日本画逍遥」展開催について

波佐間清（教育長）

続きまして、「北海道立近代美術館コレクション選 日本画逍遥」展開催について、美術館、お願いいたします。

中村美幸（美術館副館長）

美術館でございます。よろしくお願ひいたします。下関市立美術館で11月13日から12月27日まで開催されます、「北海道立近代美術館コレクション選 日本画逍遥展」につきましてご報告させていただきます。

お手元のチラシをご覧ください。本展は北海道の道立近代美術館が所蔵しております、日本画コレクションから選りすぐった作品で、明治から現代に至るまでの幅広い日本画表現を見ていただくというものでございます。狩野芳崖の盟友であります橋本雅邦から、横山大観、下村観山といった日本画の成立に寄与した作家、また京都画壇で活躍した竹内栖鳳、さらに北海道出身の山口蓬春や片岡球子、岩橋英遠ら25人の作家の作品、約60点をご紹介します。

そして、会期中の催しですが、11月15日の日曜日には「アートトークしものせき」と題し東亜大学の教員、学生と、美術館学芸員によります日本画についてのトーク、また12月26日日曜日には「ミニ掛軸をつくろう」ということで、梅光学院大学の学生と一緒にワークショップを行います。下関市は今年度、梅光学院大学及び東亜大学と包括連携に関する協定を結んでおりまして、美術館ではもう3、4年前から博学連携の一環として両大学と共同で展覧会の事業を行っておりますけれども、今回も一緒に事業を行おうというものでございます。展覧会はもちろんですけれども、こうした事業、催しにも関心を持ってもらって、多くの方が参加していただけるように広報に努めたいと思っております。以上です。

波佐間清（教育長）

今、説明がございました。11月13日から次の日本画の展覧会があります。何かございますか。前回の「御所の花 安野光雅展」は好評であったという話をかなり聞いています。いかがでしたか。

中村美幸（美術館副館長）

おかげをもちまして、「御所の花 安野光雅展」を10月18日まで開催しておりましたけれども、会期41日間で入場者数が16,473人という数字でございました。15,000人を超えた展覧会というのは今から9年前のことで、久々に多くの方々にご覧いただきました。ありがとうございました。

波佐間清（教育長）

「御所の花」ということで、お花に関すること、それから皇居のお花であるということも含めて好評であったように思います。また次のこれも好評になることを願っているところでございます。よろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、お願いします。

西村敬教（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムです。よろしく願いいたします。「下関市豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」でございますが、資料は28ページとなります。

民俗資料館の一時開館につきまして、本来休館となっております11月9日月曜日につきまして、福岡市中央区老人クラブ連合会から視察研修対応の依頼がございました。研修参加者は同地区の老人クラブ会長60に人の予定でございます。研修目的は、資料館の視察及びただいま開催しております吉田松陰の足跡を学ぶための企画「松陰が歩いた豊北」の観覧でございます。また、当日の宿泊も下関市内で予定されているということから、資料館の入館者の増のみではなく、下関市の交流人口の拡大や観光振興にも寄与するものと判断いたしまして、当日を開館とするように判断したものでございます。なお、臨時開館は視察対応の午後2時から午後3時までの1時間といたしまして、歴史民俗資料館の館長が対応することと予定しております。以上報告させていただきます。

波佐間清（教育長）

先日、これの審議会がありまして、私も参加をさせていただきました。そして、ちょうど吉田松陰先生の豊北の視察の展示を解説していただきながら見ました。吉田松陰先生が、豊北をああやって視察をされている姿というのはなかなか観ることはできません。大変面白い資料がたくさんありますので足を運んでいただければと思います。こういう臨時開館についても対応していただけること、よろしく願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

下関市指定文化財（天然記念物）「彦島西山の化石層」への重油漂着について

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市指定文化財（天然記念物）「彦島西山の化石層」への重油漂着について」、文化財保護課、お願いいたします。

町田一仁（文化財保護課長）

彦島西山の化石層、下関市指定文化財天然記念物でございますが、これの重油漂着についてでございます。平成27年10月17日に発生しました六連沖タンカー衝突事件に伴う重油流失に伴い、標記の事案が発生しましたので報告いたします。

1の現状といたしまして、化石層が露出する指定地全域にわたって、重油の漂着を確認しております。漂着した重油は、直径20~30mm大の球状のもの、それから幅200mm~300mm

m程度の膜状のものを確認しておりまして、満潮時に海面に漂流していたものが、干潮時に部分的に化石層表面に漂着したものと考えられております。

2の対応につきましては、直ちに私ども文化財保護審議会の担当委員と協議をいたしてしております、①でございますが、化石層への影響については、重油漂着による化石層への影響はありません。それから2番目、漂着重油の除去についてであります。漂着重油の除去にあたっては、化石層の削ぎ落としなどの直接的な処置でなければ影響はないということで、薬剤、剥離剤による除去についても、鉱物に変化を与えるものではないと考えられるということでもあります。除去に際しては、作業員が化石を壊したらいけませんので、文化財保護課が立会して化石層に損壊を与えないよう処理業者に的確な指示をするということが条件であります。

続いて、次のページ。①処理業者 一般財団法人海上災害防止センターとの調整でございます。除去方法についてはでございますが、指定文化財であることは存知しております。球状のものは回収し、膜状のもの、汚れは剥離剤を噴霧しての処理方法を考えているということでございます。剥離剤は鉱物に影響を与えるものではありません。

②その他。処理は事故原因者加入の保険会社より委嘱を受けました、一般財団法人海上災害防止センターが実施するもので、海上保安庁が管理・監督いたしてしております。

3の措置でございます。処理業者へ指定文化財の情報提供。どこからどこまでが指定文化財ということの管理、それから内容を伝えております。それから、除去に際しては、文化財保護職員が立会うということ伝えております。それと、作業につきましては、平成27年10月22日の午前から作業を開始いたしてございまして、作業開始に先立ち、災害防止センターから作業手順を説明してもらって、文化財保護課の方が作業員へ文化財の内容、つまり文化財を傷めないように、たたき落とさないように、あるいは剥さないようにという内容を説明し、処理内容等を確認いたしてしております。作業は約10名の作業員によりまして、剥離剤の噴霧、それから塗布、ウエスによるふき取りということで、作業期間は概ね2、3日を要する予定ということでございましたが、この土日も作業をしてございまして、昨日の段階で終わる予定でございましたが、今日職員を立会してございまして、まだ終わっておらずに、今日中に終わりました、明日の13時から最終的に私が行って、きれいになったかどうかを確認する予定にいたしてしております。

次のページに位置と写真、それから付着した重油の様子、これに剥離剤をふりかけましてウエス等できれいに拭き取っていくということでもあります。で、最後のページにつきましては、作業状況についての写真でございます。以上でございます。

波佐間清（教育長）

タンカーによる事故のニュースを見た時には、私どもも大変びっくりいたしました。このような影響まであるということで、今、報告があったわけです。何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

（はい）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立西市公民館の上半期の運営状況について

波佐間清（教育長）

続きまして、「下関市立西市公民館の上半期の運営状況について」、豊田教育支所、お願いいたします。

山尾淳子（豊田教育支所長）

豊田教育支所でございます。平成27年4月に豊田図書館の2階に西市公民館を設置していただきました。4月から9月までの利用状況を簡単にご報告させていただきます。

西市公民館は、他の公民館と異なりまして、1部屋ということもございまして、他の公民館と比較はなかなか難しいところではございますけども、26年度の豊田図書館の時代の利用状況と比べまして、上半期は月平均7,155人程度で、約1.5倍程度の利用になっております。公民館として職員が一生懸命企画をしているところで、利用件数、人数が増えているところです。1部屋ということもあり、また隣に生涯学習センターもございまして、新たな利用を確保するということは少し難しい状況にはありますけれども努力していきたいと思っています。また、年度末にはまた利用状況を報告させていただきます。以上でございます。

波佐間清（教育長）

西市公民館を新たに設置したところでありますが、何かご意見がありますか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

山の田小学校及び新博物館の入札不調について

波佐間清（教育長）

続きまして、「山の田小学校及び新博物館の入札不調について」、石津部長、お願いいたします。

石津幸紀生（教育部長）

8月の教育委員会定例会で、小中学校の耐震化工事の6本ですが、主体工事が落札にできなかった、については2学期に入って学校がある中で、あまりはつる音がしないような工法等で再度入札をするというご報告をしたところであります。この6本の建築主体工事の入札が10月21日にありまして、無事落札業者が決定をいたしましたので、11月の定例の教育委員会でまたご報告をさせていただきたいと思っております。併せて実は、2本の設備工事があります。そのうちの1本で残念ながら22日に開札がありましたけれども、応札者がないということで、中止になっております。1本は落札業者が決まっております。中止になった1本は山の田小学校の耐震補強工事の電気設備工事というものですが、この電気設備工事の再度の入札については、入札条件を少し緩和するというやり方、あるいは設計金額を少し見直す、いずれかの方法で、再度、条件付き一般競争入札をして、年度内の竣工に間に合うようにやっていきたい、このように思っております。これが2件目のご報告になります。3点目は、追加で席上にお配りさせていただいております、新博物館の外構工事も残念ながら入札申請がなかったということで、これについては町田次長の方から簡単に今後の対応も含め、ご説明をさせていただきます。

町田一仁（文化財保護課長）

今席上に配らせていただいた入札執行状況をご覧ください。最後の最後でまた、入札不調になってしまいました。このたび最後で、外構工事、外構電気設備工事、植栽工事と3本出しましたが、1番目の1番大きな外構工事が、入札申請者なしということで、入札中止になっています。途中まで手を挙げた業者がいたのですが、最後の最後で手を下ろしまして、入札中止になっております。そういったことで、この3つの工事、いずれも平成28年3月18日が完成日ということになっております。外構電気設備と植栽工事はもう契約をいたしております。外構工事につきましては、工事費等の見直し等を行って、年度内に再発注をかけたいということで考えておりますが、完成が平成28年度、年度が1つずれるということになります。そういったことから、今3年間で組んでおります継続費を4年間、来年度まで延ばすようにこれから財政当局と協議をしまいたいと思っております。それから4番目、外構工事未着手でございまして、電気設備工事、あるいは植栽工事は外構工事が進んで入る予定でございまして、これも着工不能になっ

ておりまして、これにつきましても外構工事と併せて工期延伸ということになりまして、完成が平成28年度、それで今後変更契約を結ばなければいけないのかなと思っております。最後、7番ですが、年度内発注、いわゆる3月までに発注できれば、平成28年11月の開館はどうにか間に合うのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

波佐間清（教育長）

今、報告がありましたが、このことについて何かありますか。

藤井悦子（教育委員）

工期が延伸したことによって契約変更した場合、延伸したということで増額になるのでしょうか。

町田一仁（文化財保護課長）

電気設備工事と植栽工事のところだと思いますが、この工事2つは1番上の外構工事が進んで初めて着手できるものでございまして、この外構工事に合わせて工事が延伸になります。ということで、例えば、5ヶ月でもう契約しておりますので、3月18日でできるということで契約しております。それが仮に来年の6月まで延びれば、その間材料費代等は同じなのでしょうが、現場管理だとか現場代理人の給料だとかい色々なものがありますので、その辺りを伸びた時間に経費をたてていってお金が増えるということになります。

波佐間清（教育長）

他にございませんか。

（ありません）

波佐間清（教育長）

それでは報告済みといたします。

【その他】

波佐間清（教育長）

その他になりますけれど、何かございますでしょうか。なければ、次回の日程であります、11月の教育委員会の定例会は、11月30日、午前10時から、この会議室にて行います。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

（はい）

【閉会の宣告】

波佐間清（教育長）

それでは本日の議事全て終了いたしましたのでよろしくお願いをいたします。これで閉会いたします。お疲れでした。

（お疲れさまでした）

署名

教育長

署名委員

署名委員

作成職員
